

公 告 第 2 号

平成27年度 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第2項の規定による、当健康保険組合の平成26年9月30日現在における全被保険者の平均標準報酬月額及び平成23年度の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

平成27年2月2日

ビックカメラ健康保険組合  
理事長 反町 公一郎



記

1. 平成26年9月30日現在の平均標準報酬月額

295,519円

2. 平成27年度における標準報酬月額

22等級 300,000円

3. 適用年月日

自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日